公益財団法人
北海道環境財団

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

激甚化する災害に対応した災害時活動拠点等の強靭化促進事業

「レジリエンス強化型ZEH－M支援事業」の公募について

2020（令和2）年 3月

（環境省補助事業執行団体）

公益財団法人　北海道環境財団

公益財団法人
北海道環境財団

1　はじめに

2　公募する事業の内容

3　補助事業の実施に関する事項

4　応募（申請）に関する事項

はじめに

・補助事業に関し不正行為、重大な誤り等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除や、支払済の補助金の返還となる場合があります。

・補助事業開始（契約・発注等）は、交付決定日以降となります。補助金の交付決定前において契約等を行った経費については、交付対象とはなりません。

・補助事業の実施により、エネルギー起源のCO_2排出量が確実に削減されることが重要です。

・交付決定後、事業名、事業概要等を財団等のホームページ等で公表することがあります。

公益財団法人
北海道環境財団

1　はじめに

2　公募する事業の内容

3　補助事業の実施に関する事項

4　応募（申請）に関する事項

公益財団法人
北海道環境財団

公募する事業の内容

●目的

この補助金は「ＺＥＨ－Ｍ」要件を満たして、かつ被災時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した低層・中層の集合住宅の普及を進め、集合住宅からのCO_2排出量を大幅に抑制するとともに、建築物の強靭化を図ることを目的としています。

公募する事業の内容

●補助対象となる住宅

・分譲又は賃貸を目的として新築する集合住宅
・住宅用途部分が１層から５層の住宅

※住戸のうち１戸以上を一般に向けて募集を行い分譲又は賃貸すること。
※日本国内で事業を営む法人、個人（事業主）が、国内に建設する集合住宅であること。
※住宅用途部分が階層の面積の半分未満の場合、建物の階層として算入しないこと。

公募する事業の内容

●階層の考え方

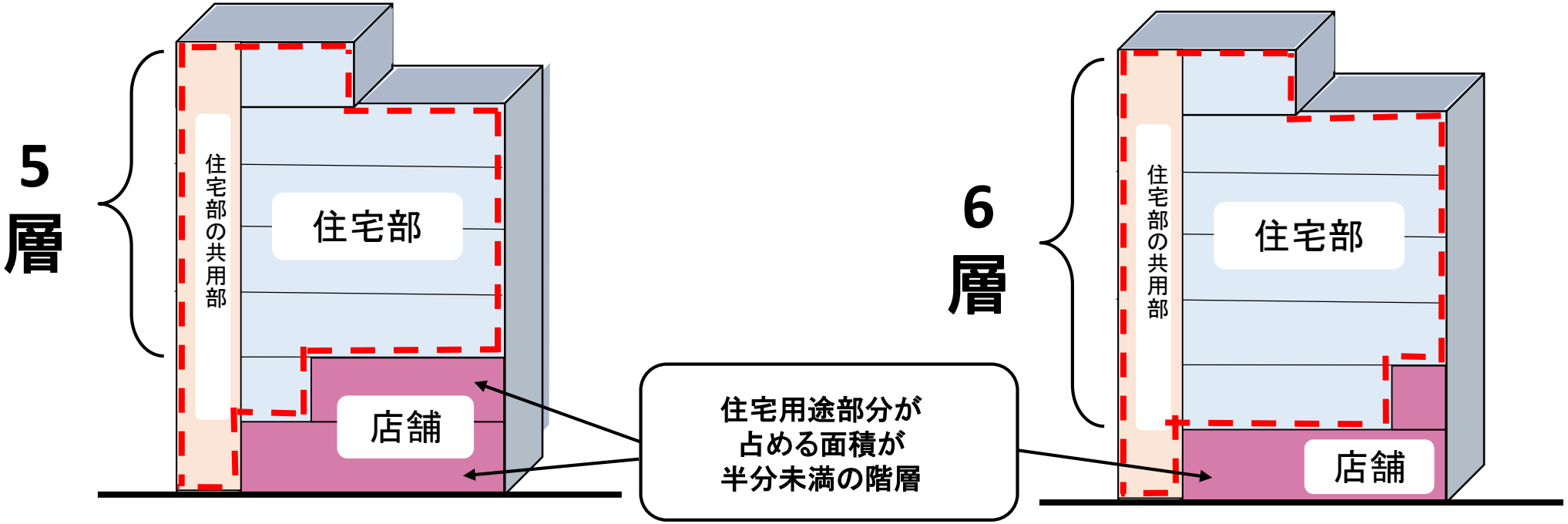

住宅用途部分が5層→**中層** → 対象

住宅用途部分が6層 → **高層** → 対象外

公募する事業の内容

●住宅の環境性能に関する要件

<table>
<tr><th rowspan="3">住宅用途部分の階層数</th><th colspan="4">要　　件</th></tr>
<tr><th rowspan="2">補助要件</th><th rowspan="2">外皮基準</th><th colspan="2">基準値からの削減率
（共用部を含む）</th><th rowspan="2">再エネ等の形態</th></tr>
<tr><th>再エネ等
除く</th><th>再エネ等
含む</th></tr>
<tr><td>1～3層</td><td>Nearly
ZEH-M
以上</td><td rowspan="2">全住戸で強化外皮基準（ZEH基準）を満たす</td><td>20%以上</td><td>75%以上</td><td rowspan="2">①住宅用途部分である住戸及び共用部に供給されているものに限る（ 共用部のみに供給する場合は対象外）
②再エネは、自家消費分に加え、売電分（余剰売電に限る）もエネルギー性能計算対象
③同一敷地内に設置されていること</td></tr>
<tr><td>4,5層</td><td>ZEH-M
Ready以上</td><td>20%以上</td><td>50%以上</td></tr>
</table>

公募する事業の内容

●強化外皮基準

・当該集合住宅を構成する全ての住戸について、平成２８年度省エネルギー基準（η_{AC}値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で以下を満足すること。

・外皮性能の計算には、住宅・住戸の外皮性能計算プログラム（Ver.2.1.2）の使用を推奨。同内容であれば独自の算式も可とする。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率（U_A値）	0.40以下		0.50以下	0.60以下				― ※

※８地域においては、強化外皮基準に代わる下記の冷房負荷抑制対策等のための追加要件として、以下のいずれか１つ以上を採用すること。

①通風の積極利用
②効果的な日射遮蔽
③最上階の屋上断熱強化

公募する事業の内容

●災害時のレジリエンスに係る要件

　蓄電池等を備え、災害による停電時にもエネルギー供給ができる機能を持った、先駆的なZEH-Mの新築で、以下の要件を満たすこと。

①蓄電池システムを導入し、停電時には太陽光発電システム、または太陽光発電システムから供給された電気を蓄電システムから住宅に電力供給できること。または、停電自立型燃料電池を導入し、住宅内に電力供給できること。
②主たる居室を含み２カ所以上の非常用コンセントを設置すること。
③水害時等において、蓄電システムまたは停電自立型燃料電池が確実に機能するように配置されていること。

公募する事業の内容

●設備に関する要件

◎導入必須設備

全ての住戸に公募要領p.5～6表2に示す要件を満たす次の設備（新品）を導入すること。

- 高性能外皮（断熱材・窓等）
- 高効率空調設備（エアコン、パネルラジエター等）
- 高効率給湯設備（ヒートポンプ、潜熱回収型ガス給湯等）
- 高効率換気設備（熱交換型等）
- 高効率照明設備（LED等）
- 蓄電システムまたは停電自立型燃料電池

公募する事業の内容

●蓄電システムまたは停電自立型燃料電池

住棟ごとの総蓄電容量が1戸当たり平均で４ｋＷｈ以上となること。
ただし、停電自立型燃料電池を導入する住戸については、その計算から除外できます。（蓄電システムと停電自立型燃料電池の双方の導入を妨げません）

蓄電システムの蓄電容量の考え方

＜１住棟４戸のマンションの場合＞

①各戸に設置するパターン

４kWh×４戸＝16kWh以上

②１カ所～数カ所に集中して設置するパターン

16kWh以上×１基＝16kWh以上

8kWh以上×2基＝16kWh以上

③4戸のうち1戸に停電自立型燃料電池を蓄電池と併置するパターン

４kWh×（4戸－1戸（停電自立型燃料電池））＝12kWh

＜停電自立型燃料電池の1戸については計算から除く＞

公募する事業の内容

●環境性能表示に関する要件

○ＢＥＬＳの取得等

・省エネルギー性能表示（ＢＥＬＳ評価書）を取得し、その写しを提出すること。

・一次エネルギー消費削減率が交付申請決定時よりも悪化した場合は、補助金の交付を受けることができないことがある。

○広告等

・分譲又は入居者募集の広告等に住棟としてのＢＥＬＳ 及びＺＥＨ-Ｍマークを表示すること。

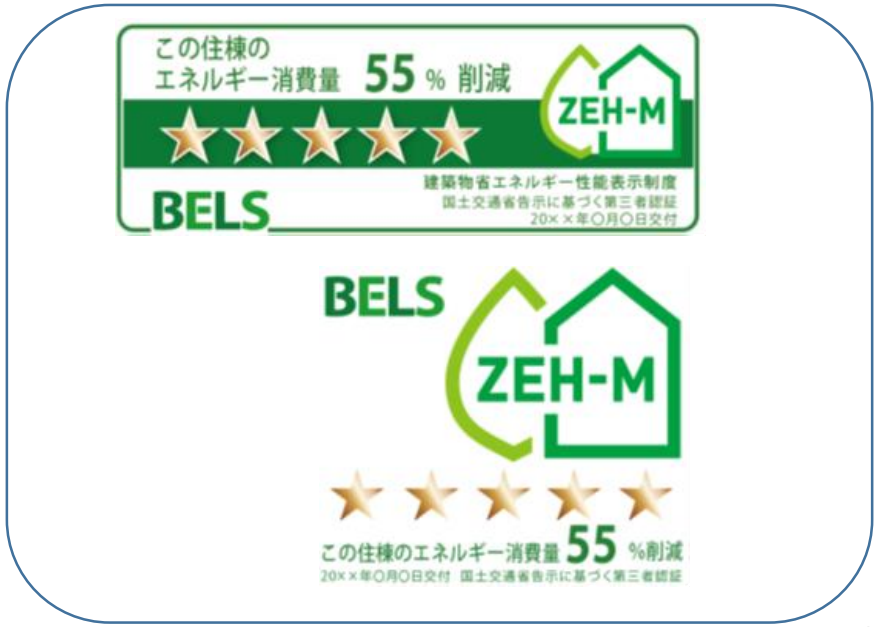

公募する事業の内容

●管理・運用に関する要件

・事業完了後、補助対象設備を適切に管理・運用することにより ＣＯ$_2$排出削減に継続的に取り組み、エネルギー利用状況を記録し、報告することが必要です。

・下記の表に従い、事業完了後2年間、半期ごとに、エネルギー計測データを把握し報告していただきます。また、住居の快適性やＰＲの効果についてアンケートを実施する予定となっています。

対象部分		記録・報告者
分譲	分譲住宅の住戸部	居住者
	分譲住宅の共用部	管理組合
賃貸	賃貸住宅（住戸部）	入居者 (住宅所有者)
	賃貸住宅（共用部）	住宅所有者

データ種類
エネルギー使用量 （電力・ガス・灯油）
発電量、売電量

公募する事業の内容

●その他

補助対象となる住宅に直交集成板（以下「ＣＬＴ」という。）を導入する場合には、補助金額を加算します。

なお、補助対象となるＣＬＴは、以下のすべての要件を満たすこと。

国内製品においては、ＪＡＳ認定工場で製造されたＪＡＳ製品であることが必要です。

補助対象住宅への導入箇所	補助対象住宅における使用量	施工方法
構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。 ※仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。	ＣＬＴ総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該ＣＬＴの使用量が0.1㎥／㎡以上であること。	工法は問いません。 ただし、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組工法又は木質プレハブ法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（国土交通省告示第１５４０号、平成２９年９月２６日公布・施行）」に準拠すること。

公募する事業の内容

●補助金額と事業期間

・要件を満たす住戸について、一戸あたり１００万円（定額）。

・直交集成板(ＣＬＴ)
　直交集成板(ＣＬＴ)を導入する場合は次の額を加算
　・加算額：　１０万円／㎥（上限額：１，５００万円／１棟）

・事業規模
約１億円

・事業期間
交付決定日以降に事業を開始し、令和3年1月31日までに完了すること。

・完了実績報告書
補助事業完了の日から起算して30日を経過した日または令和３年２月10日のいずれか早い日までに提出。

公募する事業の内容

●申請者

申請者は、民間企業あるいは個人等で以下の要件に該当する者

・建築主（マンションデベロッパー、所有者など）の場合は、「ＺＥＨデベロッパー」の登録を受けている者

・建築主でない場合は、「ＺＥＨデベロッパー」の登録を受けた建築会社に発注する計画を有する個人または不動産業を業としない法人。
ただし、不動産業を業とする法人のうち、宅地建物取引免許を有さない法人は対象とする。

公募する事業の内容

●共同申請者

・集合住宅を共同で所有する可能性のある場合、持ち分が最も大きくなる方が申請者（代表申請者）、それ以外の方を共同申請者としてください。
・交付決定後の共同申請者の追加・変更は可能です。
・補助事業の完了時に交付申請時の申請者（共同申請者含む）が集合住宅の所有者とならなった場合は補助金の交付を受けることがでません。

●手続代行者

・申請にあたっては手続代行者を設置することができます。
・手続代行者は、建築物省エネ法に関する知識を有する者とし、ＢＥＬＳ等の取得方法を理解し、財団からの問合わせや依頼に確実に対応できることが必要です。
・交付申請後の手続代行者の変更は原則認められません。

公募する事業の内容

●ＺＥＨデベロッパー

　ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担う建築主や建築請負会社等を、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が「ZEHデベロッパー」と定め、登録をおこなっています。

◎詳細Siiのホームムページを
　参照してください
　　https://sii.or.jp/

一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

公益財団法人
北海道環境財団

1　はじめに

2　公募する事業の内容

3　補助事業の実施に関する事項

4　応募（申請）に関する事項

補助事業の実施に関する事項

公益財団法人
北海道環境財団

●事業スケジュール

申請者（補助事業者）

公募期間
2020年3月23日
～5月15日
交付決定7月予定

交付申請書の提出 →
← 交付決定通知の受領

審査
採択/不採択の決定
交付決定通知の発出

交付決定以降
～11月（予定）
～2021年1月31日

（交付決定日以降）事業開始
↓
BELS評価申請
↓
中間報告
BELS評価書（写し）の提出 →
← 中間報告及び
BELS評価書の確認
↓
検収・支払い（事業完了）

現地調査
（必要に応じ）

～2月10日
～3月31日

完了実績報告書の提出 →
← 交付確定通知書の受領

審査
交付額確定通知書
発出

精算払請求書の提出 →
← 補助金の受取

補助金の交付

↓
定期報告等

財団

補助対象事業の実施に関する事項

●補助対象事業の選定方法

一般公募を行い、申請を住棟単位で受け、公募締め切り後に審査により選定する。

●審査方法

提出された実施計画等をもとに書類審査を行う。

①補助要件確認審査
②採択審査
①を通過した申請に対して、外部の有識者等から構成される審査委員会で承認された審査基準に基づき、厳正な審査を行い、予算の範囲内で補助事業者を選定する。

補助対象事業の実施に関する事項

●補助事業の開始

・財団からの交付決定を受けた後に、契約･発注を行ってください。交付決定前に実施した事業は補助の対象になりません。

・交付決定後の住棟の環境性能、補助事業効果が低下するような変更は原則できません。変更が見込まれる場合は、あらかじめ財団に連絡してください。

●補助金の経理等について

・帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくことが必要です。

●取得財産等の管理について

・補助対象設備は、財産処分制限の対象となります。抵当権の設定にあたっては事前承認が必要です。

・補助事業により取得等した財産については管理台帳を整備し、維持管理を適切に行ってください。

・取得財産等には補助事業により取得したことがわかるよう、ステッカーなどを貼って明示してください。

公益財団法人
北海道環境財団

1　はじめに

2　公募する事業の内容

3　補助事業の実施に関する事項

4　応募（申請）に関する事項

公益財団法人
北海道環境財団

応募（申請）に関する事項

●申請の単位

・申請の単位は**住棟ごとになります。**

●公募期間

・2020年3月23日（月）～**5月15日（金）17時必着**

●提出方法及び提出先

郵送で、書留郵便等配達記録が残る方法で提出してください。
あて名には「レジリエンスZEH-M申請書類」と記入してください。

※　到着確認のお問い合わせには対応しません。
※　提出された申請書類はいかなる場合も返却しません。

応募（申請）に関する事項

●提出書類：紙媒体と電子媒体を各１部

①
交付申請書
PDFファイル

②
実施計画書

③
導入設備の仕様

④
交付申請額算出表

Excelファイル

その他資料

・・・・

＋

CD-R
またはDVD

◎紙媒体、CD-Rなどの電子媒体ともに各一部を提出してください。
◎書類は必ず財団のホームページからダウンロードして作成してください。

応募（申請）に関する事項

●お問い合わせは電子メールで

・件名に「お名前」「補助事業名」を明記してください。

（記入例）
「【株式会社○○○】　レジリエンスZEH-M事業の問合せ」

・メールアドレス：resizehm_ask@heco-hojo.jp

・担当者：公益財団法人　北海道環境財団　補助事業部

・問合わせ期間：
２０２０年３月２３日（月）～４月３０日（木）１０時～１７時
※土日祝日はのぞきます

リンク集

- ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）（環境省）
  http://www.env.go.jp/earth/ondanka/zeh.html
- ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に関する情報公開について（資源エネルギー庁）
  http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/zeh/
- 集合住宅におけるＺＥＨロードマップ検討委員会とりまとめ
  http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/zeh/pdf/roadmap-condo_report2018.pdf
- ＢＥＬＳ・建築物省エネルギー性能表示制度について（一般社団法人住宅性能評価・表示協会）
  https://www.hyoukakyoukai.or.jp/bels/bels.html
- ＢＥＩ・建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報（国立研究開発法人建築研究所）
  https://www.kenken.go.jp/becc/index.html
- 住宅の省エネルギー基準（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）
  http://www.ibec.or.jp/ee_standard/build_standard.html

公益財団法人
北海道環境財団

ご覧いただきありがとうございました

申請にあたっては、公募要領を熟読し、
事業内容を十分ご理解いただいた上で、
申請いただきますようお願いいたします。